

神奈川県内大学図書館共通閲覧証について

「神奈川県内大学図書館共通閲覧証」は、鎌倉女子大学図書館が加盟している神奈川県図書館協会の大学間相互利用の一環として、鎌倉女子大学に所属する教員・大学院生・大学生・短期大学部生及び図書館長が認める者に交付されるものです。

下記の利用案内をご確認の上、ご利用いただけますよう、お願い申し上げます。

【利用案内】

①共通閲覧証制度参加館はこちらです。

http://www.kanagawa-la.jp/university/participation/?action=multidatabase_action_main_filedownload&download_flag=1&upload_id=2051&metadata_id=229

②共通閲覧証は当館カウンターで発行します。

教員・大学院生に対しては、随時発行いたします。

大学生・短期大学部生に対しては、資料相談(レファレンス)を通し、図書館職員が必要と判断した場合に発行いたします。

③共通閲覧証を持って他学図書館を訪問する際は、事前に次の手続きをお願いします。

1. 訪問予定の大学図書館のホームページ等で、下記の内容を確認して下さい。

- 閲覧を希望する資料の蔵書検索結果(※当館でも同一資料を所蔵している場合は、他学図書館の利用はお控えください)
- 学外者向けの利用案内
- 開館日程等

2. 先方の図書館へ電話で事前問い合わせをして下さい。下記の内容を先方の図書館の担当者にお伝え願います。

- 共通閲覧証と身分証を持参する旨
- 利用希望資料名(図書は、取り置きをしていただける場合があります)
- 利用希望日と時間

※先方への事前問い合わせは、利用希望日の1週間前以内に行ってください。

③共通閲覧証の有効期間は、発行年度の3月までです。次年度以降も利用される方は、図書館カウンターで改めて発行手続きをして下さい。